

# 高松市会計年度任用職員登録者募集案内

## (発掘作業補助員)

高松市では、市内の遺跡発掘現場、市が管理する史跡等において、各種の作業が生じた際に勤務していただく会計年度任用職員（アルバイト）の登録者を募集しています。アルバイトを希望する方に、本市に登録していただき、業務が発生した場合に、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用する制度です。

### 1 募集の内容

任用期間	原則、1会計年度内で、職務内容が発生したときに任用となります。
募集人数	若干名
職務内容	(1) 埋蔵文化財調査に係る発掘作業、現場清掃及び測量等の補助 (2) 埋蔵文化財公開活用業務に係る設営及び運営補助業務 (3) 埋蔵文化財調査及び史跡管理に係る環境保全業務 (4) 文化財保護業務に係る資機材等の運搬及び整理整頓業務 (5) その他埋蔵文化財センターの運営に必要な業務
応募資格	埋蔵文化財発掘業務等の屋外作業に従事できること。（測量機器、刈払機ほか上記作業において使用する機材がある場合には、その操作ができる方を優先いたします。）
勤務時間	原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後4時の間で週20時間未満 ※1時間の休憩あり。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始及びその他指定する日
給与等	・時間報酬1,291円（地域手当含む） ※別途、本市規定に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
社会保険等	加入はありません。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市番町一丁目5番1号 高松市埋蔵文化財センターほか（発掘調査現場を含む）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■次の各号のいずれかに該当する人は申込できません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 禁錮（令和7年6月1日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■外国籍の人も申込みできます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は任用されません。

高松市のホームページからも、募集案内、登録申込書をダウンロードできます。

<アドレス>

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/bunka/maizobunkazai/index.html>

## 2 申込（登録）から任用まで

①登録	高松市埋蔵文化財センターに、別添の高松市会計年度任用職員（発掘作業補助員）登録申込書を直接、持参ください。 （郵送等による受付はしていません。月～金曜日の午前8時30分～午後5時までの間で、隨時受け付けています。） <b>登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。</b> (任用以外の目的では使用しません。また、行政文書として管理し、適正に破棄します。)
②仕事の御案内	本市でアルバイトを必要とする場合、登録者の中から選考の上、高松市埋蔵文化財センターから連絡します。
③承諾・内定	内容を検討していただき、都合がよろしければ御承諾ください。採用内定とします。
④採用	任用開始当日に指定の勤務場所に出勤してください。採用の手続きを行い、任用します。また、任用期間の途中で、期間延長をお願いする場合もあります。
⑤任用終了後	任用期間終了後は、アルバイトを必要とする業務が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。 ※仕事の御案内は、アルバイトの必要の有無、登録された方の働き方の希望や業務への適性等を選考した上で行いますので、必ず御案内させていただくというわけではありませんので、御了承ください。 ※アルバイトの登録後、登録の取消しを希望する場合は、高松市埋蔵文化財センターに御連絡ください。

## 3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

## 4 登録申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名してください。

問い合わせ・ 申込先	高松市文化財課 高松市埋蔵文化財センター TEL (087)823-2714 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目5番1号
---------------	---